

同行援護従業者養成研修 開催要項

一般課程・応用課程（通学形式）

- 1 目的** 視覚障害者（児）のニーズに対応した同行援護を提供するため、必要な知識、技能を有する同行援護従業者を養成します。
- 2 研修日程** 令和5年（2023年）4月から開催
※日程についてはHPでの確認、もしくはお問い合わせください
(URL: <http://mikifukushikai.org>)
- 3 開催会場（講義・演習）** 幹福社会研修室
- 4 内容** 同行援護従業者養成研修 一般課程 20 時間、応用課程 12 時間
- 5 研修参加費用** 一般課程受講料 27,360 円（税込）＋ テキスト代 2,640 円（税込）※
応用課程受講料 17,360 円（税込）＋ テキスト代 2,640 円（税込）※
※本研修で使用するテキストを既にお持ちの方につきましてはテキスト代不要となります。
※使用テキスト：中央法規出版「同行援護従業者養成研修テキスト第4版（2021年11月発行）」
※旧テキスト（同行援護従業者養成研修テキスト第3版）は**使用できません**。（最新のテキストを使用することとなっており、テキスト第4版で東京都の研修指定申請をしているため）
第4版をお持ちでない場合はテキスト代をご用意いただきますようお願いいたします。
※受講料は開講初日に現金にてお支払いください。
- 6 受講資格**
【一般課程】第1回、第2回、第4回、第6回（定員16名）
障害者（児）の福祉に理解と情熱を持つ通学可能な方

【応用課程】第3回、第5回、第7回（定員16名）
下記の要件を満たす方
 - ①同行援護従業者養成研修一般課程修了者
 - ②以下の研修課程について、「平成23年9月30日において研修課程を修了した方」、「平成23年9月30日時点で同課程を既に受講中であって平成23年10月1日以降に修了した方」については、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了したものとみなされますので、応用課程を受講できます。
ア：東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく『視覚障害者移動支援従業者養成研修課程』
※東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修実施要綱は、平成18年10月1日から適用されています。
※平成23年10月1日以降に受講された方は、本要項11-①の適用となります。
イ：都内区市町村が実施する『視覚障害者移動支援従業者養成研修』（区市町村において地域生活支援事業の移動支援事業の従事者要件となる研修に限る）
ウ：他の道府県において、その区域内で『同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると知事が認めた研修』とされている研修
エ：視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- 7 研修修了の認定**
指定した研修カリキュラムをすべて受講した方を修了者と認定し修了証明書を発行します。

8 受講申込方法

①申込み方法

本紙要項添付の申し込み用紙に必要事項を記入の上、幹福社会本部に郵送もしくはFAXにてお申込みください。申込み締め切りは、定員に達した時点、もしくは、研修一週前までです。当法人の判断により早期に締め切る場合もございます。

※申込み用紙の到着をもって受付とさせていただきます。電話での予約はできません。

※事業所に所属している方は、申込書に必ず事業所名等をご記入ください。

②一般課程の科目免除を希望される方は、本要項「11」をご参照頂き、科目免除に該当することを証明する書類（修了証明書の写し・介護福祉士登録証の写し）を受講申込書と一緒にご提出ください。

※一般課程における科目免除及び応用課程受講資格に関してご不明な点がございましたら、幹福社会本部まで事前にお問い合わせください。

③応用課程を申し込みの方は、本要項「6」をご参照頂き、受講資格を有することを証明する書類（修了証明書の写し）を受講申込書と一緒にご提出ください。

9 受講者決定

受講決定者には、郵送にて決定通知をお送りします。

一般課程における科目免除要件及び応用課程における受講要件確認のために、当法人よりお電話することがありますのであらかじめご了承ください。

※研修開始日一週間前までに、一般課程4名、応用課程2名に達しない場合には、研修を中止とする場合がございますのであらかじめご了承ください。中止の場合にはお電話にて連絡させていただきます。

10 本人確認ご協力のお願い

研修申込者と受講者が同一人物であること、本人であること等を確認させて頂くため、開講初日に以下の公的証明書の写しをご提出頂きます。

本人確認ができない場合は、受講をお断りさせていただきますのでご協力をお願い致します。

＜公的証明書の例＞

運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの。記載があるものは不可。）、住民基本台帳カード、在留カード等、国家資格等を有する方については、免許証又は登録証等、個人番号カード（表面のみ）

11 科目免除

①平成15年告示第110号及び平成18年告示第209号に基づく、視覚障害者外出介護（移動介護）従業者養成研修課程の修了者及び東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づき、平成23年10月1日以降に実施した、視覚障害者移動支援従業者養成研修の修了者が受講する場合は、研修カリキュラムのうち一部の科目及び時間を免除します。

⇒一般課程20時間中16時間が免除となります。

②介護福祉士及び介護保険法上の訪問介護員、平成25年厚生労働省令第104号による改正前の告示第1条第2号に掲げる研修の1級課程、2級課程及び3級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）、訪問介護員養成研修の1級課程、2級課程及び3級課程並びに介護職員基礎研修の修了者、居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の修了者（修了予定者を含む。）並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に定める者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に定める者（以下「実務者研修修了者」といい、実務者研修修了者には修了予定者を含む。）が受講する場合は、研修カリキュラムのうち一部の科目及び時間を免除します。

⇒一般課程20時間中4時間が免除となります。

※免除科目につきましては研修日程表の右側欄をご確認ください。

12 研修日程表

【一般課程】（第1回、第2回、第4回、第6回）

研修日	研修時間	時間数	科目	11-①に該当する方	11-②に該当する方
1日目	9:30~	-	開場・受付開始	-	
	9:45~10:00	-	研修ガイダンス	-	
	10:00~12:00	2	同行援護の制度と従業者の業務	免除	
	12:45~14:45	2	情報支援と情報提供		
	14:50~16:50	2	代筆・代読の基礎知識		
	17:00~19:00	2	同行援護の基礎知識	免除	
2日目	10:00~11:00	1	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	免除	免除
	11:10~13:10	2	障害・疾病の理解①	免除	免除
	14:00~15:00	1	障害者（児）の心理①	免除	免除
3日目	9:30~11:30	2	基本技能Ⅰ	免除	
	12:15~14:15	2	基本技能Ⅱ	免除	
	14:25~16:25	4	応用技能	免除	
	16:30~18:30				

【応用課程】（第3回、第5回、第7回）

研修日	研修時間	時間数	科目
1日目	9:30~	-	開場・受付開始
	9:45~10:00	-	研修ガイダンス
	10:00~11:00	1	障害・疾病の理解②
	11:05~12:05	1	障害者（児）の心理②
	13:00~14:30	3	場面別基本技能
	14:35~16:05		
16:10~17:10	1	場面別応用技能（1）	
2日目	10:00~12:00	2	場面別応用技能（2）
	13:00~15:00	4	交通機関の利用
	15:10~17:10		



＜研修会場＞
 幹福社会研修室
 立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1階
 ※立川駅南口より徒歩 10分
 ※駐車場はありません

＜お問い合わせ＞
 社会福祉法人幹福社会 本部
 TEL:042-540-1230 (9:00~17:00)
 FAX:042-540-2012 (24時間受付)
 MAIL:honbu@mikifukushikai.jp (24時間受付)
 住所: 〒190-0022
 立川市錦町 3-1-29 サンハイム立川 1階
 URL:http://mikifukushikai.org